



平成 20 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 雪 印 種 苗 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 掛 村 博 之
(コード番号 2057 東証第 2 部、札証)
問 合 せ 先 人 事 総 務 部 長 杉 田 剛
(TEL : 011-891-5911)

定款の一部変更及び 全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 13 日付「当社の完全子会社化のための定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 20 年 3 月 13 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得について、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款一部変更等の内容

当社は、平成 20 年 3 月 13 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①ないし③による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下「本定款一部変更等」と総称します。）について必要なご承認をいただくため、本日、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設すること。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条ならびに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主（当社を除きます。）から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主に対して、取得対価として当社の種類株式を交付すること。

2. 当社定款の一部変更（本定款一部変更等のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議

案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等の②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました（本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成20年3月13日付当社プレスリリースの定款一部変更の件（1）に記載のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの定款一部変更の件（2）に記載のとおりです。）。

（2）定款変更の効力の発生

本定款一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。本定款一部変更等の②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成20年5月15日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）は、その実施のための必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され承認可決されました。当該議案の内容は、平成20年3月13日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条ならびに本定款一部変更等のうち①及び②による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の株主（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等のうち①によって設けられるA種類株式を、各株主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき0.0000009591株の割合をもって交付するものです。この際、当社親会社である雪印乳業株式会社（以下「雪印乳業」といいます。）以外の各株主に対して割り当てられる当社のA種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

（2）全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②の効力発生を条件として、平成20年5月15日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

（3）全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等の①によって設けられるA種類株式を全部取得条項付普通株式1株につき0.0000009591株の割合をもって交付いたします。これに伴い、当社の普通株式を表章する株券（本日現在当社の発行する全ての株券が該当します。）は、取得日の到来をもって無効となりますので、当社普通株式に係る株券を所有の方はその株券を株券提出期間（平成20年4月10日（木）から平成20年5月15日（木）まで）内にご提出下さいますようお願いいたします。

また、株主に対して交付されるA種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満

の端数の合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。かかる売却手続きに関し、当社は会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社の A 種種類株式の買取金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、各株主が保有する全部取得条項付普通株式の数に 550 円（雪印乳業が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

（４）全部取得条項付普通株式の取得に係る今後の日程

株券提出手続の開始日（株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知送付）	4 月 10 日（木）
整理銘柄への指定	4 月 10 日（木）
当社普通株式に係る株券の売買最終日	5 月 8 日（木）
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	5 月 9 日（金）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	5 月 14 日（水）
株券提出の期限	5 月 15 日（木）
本定款一部変更等の②の効力発生日	5 月 15 日（木）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の効力発生日	5 月 15 日（木）

※当社普通株式の株主に対して当社が交付する A 種種類株式については、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）又は証券会員制法人札幌証券取引所（以下、「札幌証券取引所」といいます。）のいずれに対しても上場申請は行いません。本定款一部変更等の結果、当社普通株式に係る株券は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、上記のとおり、当社普通株式に係る株券は平成 20 年 4 月 10 日から平成 20 年 5 月 8 日までの間、整理銘柄に割り当てられた後、平成 20 年 5 月 9 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を東京証券取引所及び札幌証券取引所において取引することはできません。

以 上